

## 茨城県虐待対応専門職チーム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本弁護士連合会と日本社会福祉士会の協議取りまとめに基づき、茨城県弁護士会（以下「弁護士会」という）と一般社団法人茨城県社会福祉士会（以下「社会福祉士会」という）とが連携して茨城県虐待対応専門職チーム（以下「チーム」という）を設置し、法的側面及びソーシャルワークの観点から総合的に茨城県（以下「県」という）及び県内の市町村（以下「市町村」という）並びに関係機関・団体を支援し、もって高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者間暴力等の虐待（以下「虐待」という）への対応体制の整備及び対応能力の向上を図ることにより、被虐待者の人権保障（権利擁護）と虐待者らの虐待に至る事由の解消に資することを目的とする。

(対象)

第2条 チームの支援対象は、県及び市町村並びに関係機関・団体とする。

2 県及び市町村並びに関係機関・団体は、チームの支援をもとに、関係法規に規定するそれぞれの責務を果たすものとする。

(活動内容)

第3条 チームは、茨城県虐待対応専門職チーム運営要綱に基づき、次に掲げる業務を行う。

(1) 市町村又は関係機関・団体が主催する事例検討会やケース会議（以下「事例検討会等」という）への登録者の派遣・助言

(2) 県若しくは市町村又は関係機関・団体が実施する各種研修会等への講師の派遣

(3) 虐待対応事例の収集及び検討並びに研究

(4) 事例研究会の開催

(5) その他虐待に対応する県又は市町村の体制整備及び虐待対応能力の向上に必要な支援

2 チームは、次に掲げる専門的な助言を行う。

(1) 立入調査の判断及び分離保護等についての法的対応

(2) 虐待発生要因の捉え方及び当事者への支援並びに分離後の生活の再統合についてのソーシャルワーク

(3) その他虐待への対応体制の整備及び虐待対応能力の向上並びに被虐待者の人権保障（権利擁護）に関する専門的助言

(登録者)

第4条 チームの登録者は次のとおりとする。

(1) 弁護士会が派遣する弁護士

(2) 社会福祉士会が派遣する社会福祉士

(3) チームが適当と認める者

(事務局)

第5条 チームの事務局は、社会福祉士会に置く。

(事例検討会等への派遣)

第6条 県若しくは市町村又は関係機関・団体は、事例検討会等にチームの派遣を希望する場合は、別紙様式1及び2-1若しくは2-2のほか、当事者の状況及び支援の緊急度その他対応を検討するための資料を書面又は電磁的記録により事務局に提出するものとする。

2 チームは、原則として弁護士及び社会福祉士を各1名ずつ計2名で派遣する。ただし、事例の内容によっては、この限りではない。

(研修講師の派遣)

第7条 県及び市町村並びに関係機関・団体は、各種研修会等の講師派遣を希望する場合は、日時、場所、内容等について事務局あての文書又はメールにより依頼するものとする。

2 チームは、前項の依頼に対して派遣する者を登録者の中から選出し、県及び市町村並びに関係機関・団体に通知するものとする。

3 チームは、第1項の各種研修会等の内容によっては、登録者以外の講師を紹介することがある。

(経費)

第8条 チーム派遣にかかる経費は、無料。ただし講師派遣にかかる経費については派遣を依頼した県若しくは市町村又は関係機関・団体が負担するものとする。

2 派遣にかかる報償費(いずれも消費税別)は次のとおりとする。

(1) 事例検討会等への派遣

令和2年度より県の委託費から支払われるので、市町村における負担金はかからないこととする。(1事例につき1回まで)

(2) 研修講師の派遣

1名につき 10,000円(1時間あたり)

3 チーム派遣にかかる旅費は、1事例につき1回までは無料。ただし、講師派遣にかかる経費については派遣を依頼した県若しくは市町村又は関係機関・団体の規定に基づき、支出するものとする。

4 このほか、派遣にかかる経費が生じた場合には、事務局は、県若しくは市町村又は関係機関・団体と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 登録者等は、チームの活動を通じて知り得た個人情報は、他に漏らしてはならない。登録者等の立場を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、チームの事業の実施に必要な事項は、県若しくは市町村又は関係機関・団体と協議するものとする。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。